

報告第3号・報告第4号

健全化判断比率等について

参 考 資 料

健全化判断比率の状況	1
連結実質赤字比率等の状況	2
公営企業会計に係る資金不足額等	3 ～ 5
実質公債費比率の状況	6
将来負担比率の状況	7

総括表① 健全化判断比率の状況（令和7年度決算）

（単位：％）

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
044016	宮城県	松島町	－	－	7.1	5.2

（単位：％）

標準財政規模 （千円）	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
4,286,639	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和7年度決算）

会 計 名		実質収支額
一般会計等	一般会計	176,089
小 計		176,089
標準財政規模		4,286,639
実質赤字比率（%）		-4.10

会 計 名		実質収支額
公営一般企業に 係る特別会計 以外の会計のうち 特別会計以外の会計	松島町国民健康保険特別会計	55,184
	松島町介護保険特別会計	89,771
	松島町後期高齢者医療特別会計	3,023
	松島町介護サービス事業特別会計	0

（単位：千円）

会 計 名		資金不足・剰余額
法適用企業	松島町水道事業会計	1,117,076
	松島町下水道事業会計	54,633
法非適用企業	松島町観瀾亭等特別会計	12,610
合 計		1,508,386
標準財政規模（再掲）		4,286,639
連結実質赤字比率（%）		-35.18

資金不足比率等に関する公営企業会計の決算状況（令和7年度決算）

共通事項 法適用企業	公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業																			(単位:千円)	
特別会計名	(1)						(2) 算入 地方債	(3)				(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入 金(宅造)	(6) 令3条1項の 額・令4条の 額	(7) 解消可能 資金不足 額	(8) 資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資金不足額 (資金不足比 率)	(10)		(11) 事業の 規模	資金不足比 率(9)/(11) (%)
	a-b-c -d-e(-f)	流動負債 a	控除企業 債等b	控除未払 金等 c	控除額 d	PFI建設 事業費等 e		土地前受 金(宅造)f	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i							土地評価差 額 j(宅造)	うち指定管理 者利用料金		
松島町水道事業会計	63,379	139,446	76,067					1,180,455	1,180,455					▲ 1,117,076		1,117,076	-		478,402	478,402	-
松島町下水道事業 会計	80,941	364,895	283,954					135,574	135,574					▲ 54,633		54,633	-		303,012	303,012	-
共通事項 法非適用企業	公営企業会計に係る資金不足額等 法非適用企業																				
特別会計名	(1)	(2)	(3)							(3)'	(3)'' 土地収入 見込額 (宅造)	(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入 金(宅造)	(6) 令3条1項の 額・令4条の 額	(7) 解消可能 資金不足 額	(8) 資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資金不足額 (資金不足比 率)	(10)		(11) 事業の 規模	資金不足比 率(9)/(11) (%)
	歳出額	算入 地方債	s-t1-t2 -t3-t4 -t5+t6	歳入額 s	継続費通 次繰越額 t1	繰越明許 費繰越額 t2	事故繰越 繰越額 t3	事業繰越 額 t4	支払繰延 額 t5									未収入特 定財源t6	うち事業繰越 等にかかるも のt6'		
松島町観瀾亭等 特別会計	138,449		151,059	151,059										▲ 12,610		12,610	-		120,642	120,642	-

資金不足比率

=

資金の不足額
事業の規模

1. 資金の不足額

- ・資金の不足額(法適用企業) = (①流動負債 + ②建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - ③流動資産) - ④解消可能資金不足額
- ・資金の不足額(法非適用企業) = (①'繰上充用額 + ②'支払繰延額・事業繰越額 + ③'建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - ④'解消可能資金不足額

2. 事業の規模

- ・事業の規模(法適用企業) = ⑤営業収益の額 - ⑥受託工事収益の額
- ・事業の規模(法非適用企業) = ⑤'営業収益に相当する収入の額 - ⑥'受託工事収益に相当する収入の額

I. 水道事業会計(法適用企業)

1) 資金の不足額

- ① 流動負債: 63,379 千円 【流動負債 139,446 千円 - 控除企業債等 76,067 千円】
- ② 建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高: 0 円
- ③ 流動資産: 1,180,455 千円
- ④ 解消可能資金不足額: 0 円

2) 事業の規模

- ⑤ 営業収益の額: 478,402 千円 【水道料金 469,033 千円 + その他 9,369 千円】
- ⑥ 受託工事収益の額: 0 円

※ 資金不足比率

=

$$\frac{(\textcircled{1} + \textcircled{2} - \textcircled{3}) - \textcircled{4}}{\textcircled{5} - \textcircled{6}}$$

=

-233.50 %

Ⅱ. 下水道事業会計(法適用企業)

1) 資金の不足額

① 流動負債: 80,941 千円 【流動負債 364,895 千円 － 控除企業債等 283,954 千円】

② 建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高: 0 円

③ 流動資産: 135,574 千円

④ 解消可能資金不足額: 0 円

2) 事業の規模

⑤ 営業収益の額: 303,012 千円 【下水道使用料 185,391千円 ＋ 雨水処理負担金 117,467千円 ＋ その他 154千円】

⑥ 受託工事収益の額: 0 円

※ 資金不足比率	=	$\frac{(\text{①} + \text{②} - \text{③}) - \text{④}}{\text{⑤} - \text{⑥}}$	=	-18.03 %
----------	---	---	---	----------

Ⅲ. 観瀾亭等特別会計(法非適用企業)

1) 資金の不足額

①' 繰上充用額: 0 円

②' 支払繰延額・事業繰越額: 0 円

③' 建設改良等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高: 0 円

④' 解消可能資金不足額: 0 円

2) 事業の規模

⑤' 営業収益に相当する収入の額: 120,642 千円【観覧料・通行料・売上収入等】

⑥' 受託工事収益に相当する収入の額: 0 円

※ 資金不足比率	=	$\frac{(\text{①}' + \text{②}' + \text{③}') - \text{④}'}{\text{⑤}' - \text{⑥}'}$	=	0.00 %
----------	---	---	---	--------

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和7年度決算)

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
令和5年度	530,473			247,855	18,605	3		49,790	79,395	373,293	660
令和6年度	508,812			174,306	18,110	0		45,860	60,386	326,723	663
令和7年度	514,406			156,730	17,979	0		66,787	89,769	278,544	664

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
令和5年度	2,141,882	1,991,775	25,851
令和6年度	2,125,880	2,051,415	12,755
令和7年度	2,159,954	2,126,685	0

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
令和5年度	7.92729
令和6年度	7.03778
令和7年度	6.46689

実質公債費比率(3カ年平均)
7.1

※ 実質公債費比率の算出方法
$$\frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}) - (\text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}{(\text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭}) - (\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}$$

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
令和4年度									3
令和5年度									0
令和6年度									0

総括表④ 将来負担比率の状況（令和7年度決算）

将来負担額

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
4,645,751	0	2,492,290	189,726	828,757	0	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
2,901,947	647,296	543,319	4,403,371

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	A − B	将来負担比率 (%)
8,156,524		7,952,614		
			=	
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	C − D	5.2
4,286,639		368,977		
			=	